

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総合磐城共立病院
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年 2月13日付け26監第33号報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 契約事務（その1）</p> <p>医療機器の修繕に係る契約事務において、契約の内容と契約の種類が適合しておらず、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えているにもかかわらず随意契約の方法により契約を締結している例及び随意契約によることができる契約についても適用号が適切でない例が認められた。</p> <p>※ ①日本ビー・エックス・アイ(株)MediStim 社製血流量計修繕、②日本エアテック(株)クラスII生物学キャビネットフィルター交換修繕、③GE ヘルスケアジャパン全身麻酔器修繕及び④日立移動型X線装置(手術室)修繕については、いずれも予定価格が市病院事業契約規程第20条第1号に規定する「工事又は製造の請負」に係る限度額の「130万円」を超えないことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を適用して随意契約により契約を締結している。</p> <p>しかしながら、これらの契約に係る業務の内容は、タッチパネルモニターの交換、フィルター交換、定期点検整備項目に沿った消耗部品の交換、点検、調整やパネル基盤の交換等であることから、建設工事や建築物等の修繕等を内容とする「工事又は製造の請負」には該当せず、市病院事業契約規程第20条第6号に規定する「前各号に掲げるもの以外のもの」に該当し、予定価</p>	<p>定期監査後においては、医療機器の修繕に係る契約締結について、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号に基づく随意契約を適用する際には、業務の内容が市病院事業契約規程第20条第1号に規定する「工事又は製造の請負」又は同条第6号に規定する「前各号に掲げるもの以外のもの」のいずれに該当するものを適切に判断するとともに、予定価格がその限度額を超える場合には、その状況により競争入札又は必要に応じて地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号から第9号に基づく随意契約とするなど、適正な事務処理に努めているところであります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>格の限度額も「50万円」となるものと考えられる。これらの契約の予定価格は、いずれも当該限度額を超過しており、特に複数者から見積りを徴収している①及び②については、本来は競争入札に付すべきであり、また、1者からしか見積りを徴収できない理由が記載されている③及び④についても、随意契約による場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用すべきである。</p> <p style="text-align: center;">(病院建設課)</p> <p>2 契約事務 (その2)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる84件のうち、26件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p>(経営企画課、総務課、病院建設課、情報システム管理室)</p>	<p style="text-align: center;">措置した内容</p> <p>定期監査後においては、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱を踏まえ、院内において適正な手続きを図るため、「いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」を新たに制定したところであります。</p> <p>この要綱に基づき、平成27年度の契約にあたっては、指摘のあった26件のうち、引き続き契約締結が必要な業務が20件あり、このうち、年度当初から業務委託する19件について、契約解除できる旨の文言を記載の上、契約したところであり、今後業務委託する予定の残り1件についても同様の事務処理を行う考えであります。</p> <p>今後におきましても、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総合磐城共立病院
監査の種類	平成26年度 定期監査（平成27年2月13日付け26監第33号報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>契約事務</p> <p>いわき市立総合磐城共立病院において平日に収納した診療収入等や窓口で使用したつり銭準備金については、現金輸送等業務委託契約に基づき、当日の夕方に受託業者が受領した後、自己の施設に輸送して保管し、翌日以降の金融機関の営業日に受託業者が自己の施設から金融機関に輸送して指定口座に入金するとともに、金種別に新たに両替したつり銭準備金を病院の医事課に持参することとされている。</p> <p>当該契約は、4月1日から翌年3月31日までを履行期間とする単年度契約であり、3月31日以前と4月1日以後は別個の契約となるが、平成26年3月31日分の診療収入や窓口で使用したつり銭準備金についても、当日の夕方に受託業者が受領した後、自己の施設に輸送して保管し、翌日の4月1日に当該受託業者が自己の施設から金融機関に輸送して指定口座に入金するとともに、金種別に新たに両替したつり銭準備金を医事課に持参するという一連の継続した行為として行われていた。このことは、契約に基づく行為と契約期間との整合性や、年度替りの時期における契約手続に伴う契約の空白期間に多額の現金の保管や処理がされることについて疑義を招くおそれがあること、また、平成26年度の現金輸送等業務委託契約の締結に当たっては、当初は競争入札に付す予定のところ入札執行前に辞退者があったため、結果</p>	<p>平成26年度の契約最終日（平成27年3月31日）の売上金等については、当院の職員と受託業者で、業務終了後、当日中に出納取扱金融機関へ輸送しました。</p> <p>また、平成27年度からの当該業務委託契約においては、委託業者の変更の有無に関らず、同様の処理ができるよう「契約期間の最終実施日の警送区間は、委託者が別に指示する」、という文言を警備輸送実施計画書に追加し、契約締結いたしました。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p data-bbox="209 264 788 584">的に随意契約の方法により引き続き前年度の受託業者と契約を締結した経緯があるが、今後の契約において受託業者が変更になる可能性があることから、年度替わりの時期における業務の取扱いや契約方法のあり方などについて検討しておく必要があるものと考えられる。</p> <p data-bbox="600 600 767 633">(経営企画課)</p>	